

(趣旨)

第1条 公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）における寄附金の取り扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 「寄附金」とは、法人が設置する大学（以下「大学」という。）において、理事長が次の各号に掲げる経費に充てることを目的として受入れを決定した寄附金とする。

- (1) 学術研究に要する経費
- (2) 修学支援に要する経費
- (3) その他大学の運営に要する経費

(寄附金の使途)

第3条 寄附金の使途は、寄附者が特定するものとする。ただし、寄附者が使途を特定していないときは、理事長が使途を特定するものとする。

2 前項の場合において、経済的理由により修学が困難な学生を支援する事業に充当する目的と特定された寄附金及び第2条第1項第2号に掲げる経費に充てることを目的とする寄附金は、第4条の規定に掲げる修学支援事業基金として個別に整理するものとする。

(修学支援事業基金)

第4条 経済的理由により修学が困難な学生を支援する事業に充当する目的の寄附金を募集し、及び管理するため、修学支援事業基金を置く。

- 2 修学支援事業基金の管理は、他の寄附金と独立して行う。
- 3 第1項に定める基金に関する取扱いに関しては、別に定める。

(修学支援事業基金の使途)

第5条 第4条に掲げる修学支援事業基金は、以下の使途に充当するものをもって構成する。

- (1) 授業料または入学料の全部または一部の免除その他学生等の経済的負担の軽減を図るもの
- (2) 教育研究上の必要があると認めた学生等による海外への留学に係る費用を負担するもの

(受入れの制限)

第6条 次の各号に掲げる条件が付されている寄附金は、これを受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権および著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、または使用させること。
- (3) 寄附金の使用について寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- (4) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全額または一部を取り消すことができること。
- (5) その他理事長が特に大学運営上支障があると認める条件

(寄附の受入手続等)

第7条 寄附金の申込みは、寄附金申込書（様式第1号）により、理事長あて申し込むものとする。

(受入れの決定)

第8条 寄附金の受入れの決定は、理事長が行う。

- 2 理事長は、前項の受入れを決定するにあたっては、学長の意見を聞くものとする。

3 理事長は、寄附金申込書の内容を審査し適当と認めたときは、すみやかに寄附申込者へ寄附金受入受諾書（様式第2号）により通知するものとする。

（礼状の送付）

第9条 理事長は、寄附金が法人に納付されたときは、寄附者に寄附金受納礼状を送付するものとする。

（使途の変更等）

第10条 理事長は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、寄附金の使途の変更等を行うことができるものとする。

（1）寄附金の目的が達せられ、残額を他の使途に使用する場合

（2）当該使途で研究担当者等が指定されている寄附金について、当該指定を変更等する場合

2 前項第2号の規定により、寄附金の使途の変更等を行ったときは、学長の意見を聞くものとする。

3 前2項にかかわらず、修学支援事業基金に対して拠出された寄附金の使途は、変更してはならない。

（その他）

第11条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年9月20日から施行する。

2 改正後の公立大学法人宮崎公立大学寄附金規程の規定は、この規程の施行の日以後の寄附申込に係る寄附について適用し、同日前の寄附申込に係る寄附については、なお従前の例による。

様式第 1 号

年 月 日

公立大学法人宮崎公立大学

理事長

様

寄附者 住 所 (〒)

氏 名

印

(法人にあっては、法人名および職・氏名)

寄 附 金 申 込 書

下記のとおり寄附を申し込みます。

記

1 寄附金額 _____ 円

2 寄附の目的 (いずれかの□にレを記入)

☐ 学術研究のため

☐ 修学支援のため (授業料等減免事業または海外留学助成事業)

※ 修学支援 (授業料等減免事業または海外留学助成事業) への寄附については、寄附者
のご意向により、確定申告の際に所得控除または税額控除のどちらかを選択できます。

☐ その他大学運営のため

3 寄附条件 []

4 本学とのご関係 (いずれかの□にレを記入)

☐ 一般の方

☐ 卒業生 (卒業年月: 年 月)

☐ 在学生・卒業生の保護者

☐ 教職員 (退職者含む)

☐ 法人・団体等

5 寄附について、本学ホームページにおける氏名の公表の可否 (いずれかの□にレを記入)

☐ 可

☐ 不可

6 連絡先 (寄附金受入受諾書等送付先)

所在地: (〒)	
TEL:	E-mail:
所属・担当者氏名 (法人の場合のみ):	

7 その他

公立大学法人宮崎公立大学寄附金規程第 6 条 (受入れの制限) の第 1 号から第 4 号は該当いたしません。

番 号
年 月 日

様

公立大学法人宮崎公立大学
理事長

寄 附 金 受 入 受 諾 書

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたびは、寄附金のお申し出をいただき誠にありがとうございます。

年 月 日付けでお申しいただきました寄附金につきまして、ありがたくお受けし、
宮崎公立大学の研究、修学支援、運営等のために役立たせていただきたいと思います。
つきましては、下記によりお納めいただければありがたく存じます。

記

- 1 寄附金額 金 円
- 2 納入方法 本大学の預金口座への振り込み

(振込口座)

宮崎銀行 本店営業部 普通口座 1 5 5 9 9 4

公立大学法人宮崎公立大学 理事長 ○○○○

ゆうちょ銀行【ゆうちょ銀行または郵便局にてお振込みの場合】

振替口座 0 1 7 7 0 - 7 - 1 2 9 3 4 6

公立大学法人 宮崎公立大学

※なお、大変恐れ入りますが、振込手数料をご負担いただきますようお願い申し上げます。